

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令に規定する内容（案）

1 国際希少野生動植物種の追加及び削除について（施行令別表第2の表2関係）

本年3月に開催されたワシントン条約第15回締約国会議において、同条約附属書の改正が行われたことを受け、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令別表第2の表2における掲載種の追加及び削除を行う。今回追加するのは、取引の影響を受けて個体数が減少する等により絶滅のおそれが高まったとして附属書Iに新たに掲載された種である。また、削除するのは、既に絶滅したとしたことにより国際取引を規制する必要性が低くなってきたとして、附属書Iから削除された種である。

（1）今回追加する国際希少野生動植物種（1種）

界	綱	目	科	学名	和名
動物界	両生綱	さんしょうお目	いもり科	<i>Neurergus kaiseri</i> ネウルグス・カイゼリ	カイザーツエイモリ

※ 国際希少野生動植物に指定されると、その種の個体の譲渡し、販売・頒布目的の陳列等が原則として禁止される。

（2）今回削除する国際希少野生動植物種（1種）

界	綱	目	科	学名	和名
動物界	鳥綱	がんかも目	がんかも科	<i>Anas oustaleti</i> アナス・オウスタレティ	マリアナガモ

2 器官及び加工品の変更について（施行令別表第4関係）

グアテマラワニのベリーズ及びメキシコの個体群が、附属書Ⅰから附属書Ⅱに移行し、新たに商業目的のための取引が認められることとなった。グアテマラワニはクロコダイル科の国際希少野生動植物種として器官及び加工品が譲渡し等の禁止の対象となっているが、グアテマラワニと同じクロコダイル科で、器官及び加工品が譲渡し等の禁止の対象となっていない、アメリカワニ、ナイルワニ、イリエワニ及びシャムワニと識別が困難であることから、グアテマラワニの器官及び加工品についても、上記4種と同様に別表第4で定められている、クロコダイル科の器官及び加工品から除外する。

今回変更する器官及び加工品

変更内容	種名
除外	クロコデュルス・モレレティイ（グアテマラワニ）

3 登録対象個体群の変更について（施行令別表第6関係）

グアテマラワニのベリーズ及びメキシコの個体群、及びナイルワニのエジプトの個体群については、附属書Ⅰから附属書Ⅱに移行し新たに商業目的のための取引が認められることとなったことを受け、環境大臣等の登録を受けて商業目的で流通させることができるものとして施行令別表第6に以下のとおり追加する。

今回変更する登録対象個体群

変更内容	種名	個体群	個体等
追加	クロコデュルス・モレレティイ（グアテマラワニ）	ベリーズ及びメキシコの個体群	個体、加工品
追加	クロコデュルス・ニロテイクス（ナイルワニ）	エジプトの個体群	個体、加工品

4 その他

最新の知見に基づき学名の変更及び別表の配列について所要の見直しを行うものとする。